

第 29 回 定例農業委員会議事録

令和 7 年 12 月 5 日（金）午後 2 時 00 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（18名）

1	中津 正三	8	清水 峰幸	15	桐山 文子
		9	林 新太郎	16	三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	下野 一郎	19	岡本 敏美
6	吉田 和郎	13	田部 恵		
7	柳瀬 美穂	14	吉田 幹夫		

欠席委員（1名）

2	佐竹 静				

その他の出席者（4名）

	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

傍聴人 1名

議案

議案第 681 号 審査請求について

議案第 682 号 大垣市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

議案第 683 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 684 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 685 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 686 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 29 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 　ただ今から、第29回定例農業委員会を始めたいと思います。
本日の議事録署名者に、6番 吉田和郎委員、15番 桐山委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第681号、審査請求について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 　議案第681号、審査請求について、説明させていただきます。

別添資料をお願いします。

資料No.3のとおり、7月1日に情報公開した内容を不服として、情報公開決定に関する審査請求書が提出されております。

前回の定例会で、資料No.8のとおり、審査請求人に対して弁明書を送付いたしました。

この当委員会の弁明書に対し、請求人から、令和7年11月17日付けで資料No.9のとおり反論書が提出されました。

反論書の具体的な内容としましては、1～4とありますが、1、2、4については、情報公開における開示請求とは関係がない事柄であります。

次に、3番ですが、面積についての開示については、前回の繰り返しとなりますが、資料No.8の弁明書、P5をご覧ください。オと第3 処分庁からの補足の部分により、面積を非公開情報と判断したことについて説明をしているため、これに対する反論は尽くされているものと考えております。

具体的には、土地の地積については、P5 オにおいて、記載部分に記載の面積が登記上の面積を記載していることから、面積を基に法務局にて全部事項証明書を取得することで、個人名や住所が特定される可能性があるため非公開としたとの理由が記載されております。

なお、P5 第3 処分庁からの補足に記載があるとおり、全体の農地筆数に対して、非農地判断した農地の割合が少ないため、現地と面積を基に、氏名、住所が特定される可能性が高まるとしております。

以上から、今後は、2つの対応が考えられます。一つは、この反論書に対して再反論をするという対応です。もう一つは、特に新たな反論事項が

ないことから、市部局の情報公開審査会に対し、今回の審査請求を諮問するという対応です。審査請求人が開示を求めている、土地の所在、現況、地積について諮問をし、情報公開審査会からの答申を受けて、再度当委員会にて、裁決として公開部分について諮るかのいずれかになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 もう一度、農業委員会として、何を選択するのか教えてください。

事務局 現在、審査請求人から提出されている反論書に対し、再度、反論するのか、議論が出尽くしたと考えて、情報公開審査会に諮ることにするのかを決定していただきます。

議長 事務局から説明がありましたが、委員会としてどちらの方法がいいか、ご意見ございませんか。

委員 結構、時間をかけて審議したので、今後は審査会に諮った方がよいのではないですか。

議長 審査会に諮った方がよいのではとの意見がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、大垣市情報公開会に諮問をすることとして、次に移らせていただきます。

議案第682号 大垣市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第682号、大垣市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について、説明させていただきます。

別に配布しております、「大垣市農業委員会の農地利用最適化推進委員

の選任に関する規則（案）」をご覧ください。

来年の農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う、募集にあたり規則を一部改正するものでございます。

こちら、変更箇所は、第1条、第6条、第7条、第8条、第10について改正をしております。

変更の詳細につきましては、こちらもまた別添の、「大垣市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則新旧対照表（案）」をご覧ください

向かって右側が変更前、左側が変更後となります。

主な変更箇所として、第6条では、募集期間についておおむね1月に、第7条では、募集等の周知の方法について見直しし、第8条では、応募者の公表について省令を加え、第10条では、委員の欠員に対する補充について努める旨の改正をしております。

変更後（改正案）の文言を反映させたものが、先程の「大垣市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（案）」となっております。

なお、任期満了に伴う農地利用最適化推進委員の募集につきましては、農業委員の募集と併せて、年明けの、2月に募集開始をする予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 募集期間以外は大きく変わらないとの解釈でいいですか。

事務局 募集期間の箇所はもとより、周知の方法や、応募者の方法についても、現状にあわせており、大きく変わりません。

議長 他に何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

事務局 それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第683号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

議案第683号 農地転用事業計画変更承認申請について、説明させていただきます。

1件提案されております。

当初事業者が、砂利採取を目的として一時転用の許可を受けましたが、近隣農地について、新たに砂利採取を目的として賃貸借することとなり、事業計画変更の申請がなされたものでございます。

1番、当初計画明細としまして、賃貸借権によります、田、3筆合わせて、6, 313㎡でございました。

事業計画変更後明細をご覧ください。

真中の所在欄をご覧くださいますと、③と④の間に線が入っておりますが、①～③が、当初計画から引き続き、賃貸借権による、砂利採取を目的として、一時転用されているものでございます。

期間につきましては、一番右側の転用目的の欄をご覧くださいまして、令和7年6月20日から令和8年6月19日まででございます。

次に、1ページから2ページにかけて、所在欄の④～⑦が、今回新たに砂利採取を目的として、令和7年12月16日から令和9年3月31日まで一時転用されるものでございます。

新たに、賃貸借権により加わる農地は、田、5筆合わせて、10, 849㎡のうち、9, 817㎡でございます。

再度2ページをご覧ください。

以上の結果、事業計画変更後としまして、砂利採取の同一目的で、当初、3筆、6, 313㎡から、8筆合わせて、17, 162㎡のうち16, 130㎡に事業計画変更をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第684号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第684号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

8件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

- 1番、所有権移転によります、田、680㎡で、ございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 2番、所有権移転によります、田、182㎡で、ございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 3番、所有権移転によります、畑、293㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 4番、所有権移転によります、田、5筆合わせて、2,264㎡で、ございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 5番、所有権移転によります、田、畑、2筆合わせて、844㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効

率的に利用されるものと認められます。

3 ページをお願いします。

6 番、所有権移転によります、田、4 筆合わせて、3, 036 m²で、ございます。取得後は野菜及び水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

7 番、所有権移転によります、畑、2 筆合わせて、206 m²で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

8 番、所有権移転によります、田、8 筆合わせて、6, 720 m²で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 6 番の方は、農業経験がある方ですか。

事務局 他町で、既に農業経験がございました。

委員 8 番の方は、農業経験がある方ですか。

事務局 大垣市を含んで、約30, 000 m²の経営農地面積がございました。

議長 他に何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第685号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第685号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。

1番、畑、2筆合わせて、466㎡で、一般個人住宅（車庫・自宅への進入路・庭・家庭菜園）でございます。

農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第686号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第686号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

4ページをお願いします。

4件提案されております。

1 番、先程説明申し上げました、1 ページ及び2 ページの事業計画変更に係る内容と同じですが、賃貸借権によります、田、5 筆合わせて、10,849㎡のうち、9,817で砂利採取でございます。農地の区分は、農業振興地域内の、農用地区域内農地です。一時転用による期間は、令和7年12月16日から令和9年3月31日まででございます。許可区分は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する為に行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められる転用」に該当します。

2 番、賃貸借権によります、畑、200㎡で、製造業駐車場でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内に存する農地であり、第3種農地と判断します。

3 番、賃貸借権によります、畑、57㎡で、製造業駐車場でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内に存する農地であり、第3種農地と判断します。

4 番、所有権移転によります、田、396㎡で、飲食業資材置場・庭でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内に存する農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第29号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報

告事項について、事務局より報告願います。

事務局

報告第29号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

5ページをお願いします。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、4件申請されています。

1番、田、4筆合わせて、830㎡で、貸駐車場でございます。

2番、田、117㎡で、一般個人住宅（倉庫）でございます。

3番、田、324㎡で、一般個人住宅でございます。

4番、田、304㎡で、一般個人住宅（家庭菜園・駐車場）でございます。

農地法第5条関係届出明細については、16件申請されています。

5番、所有権移転によります、田、360㎡で、貸駐車場でございます。

6番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2,649㎡で、分譲住宅でございます。

6ページをお願いします。

7番、所有権移転によります、畑、207㎡で、貸駐車場でございます。

8番、所有権移転によります、畑、226㎡で、一般個人住宅でございます。

9番、所有権移転によります、田、354㎡で、宅地分譲でございます。

10番、所有権移転によります、田、108㎡で、農地への進入路でございます。

11番、所有権移転によります、田、730㎡で、鉄工業工場敷地の拡張でございます。

- 1 2 番、所有権移転によります、田、4 5 2 m²で、一般個人住宅でございます。
- 1 3 番、所有権移転によります、田、5 9 4 m²で、宅地分譲でございます。
- 1 4 番、所有権移転によります、畑、9. 2 7 m²で、参拝者駐車場でございます。

7 ページをお願いします。

- 1 5 番、所有権移転によります、田、4 5 4 m²で、貸駐車場でございます。
- 1 6 番、所有権移転によります、田、畑、3 筆合わせて、4 1 2 m²で、一般個人住宅でございます。
- 1 7 番、所有権移転によります、畑、8. 2 m²で、公衆用道路でございます。
- 1 8 番、所有権移転によります、田、1, 1 8 9 m²で、長屋住宅でございます。
- 1 9 番、所有権移転によります、田、4 2 5 m²で、貸駐車場でございます。
- 2 0 番、使用貸借権によります、田、2 9 6 m²で、一般個人住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

8 ページをお願いします。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、4 件申請されています。

3 年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

- 2 1 番、田、3 筆合わせて、1, 2 4 4 m²でございます。
- 2 2 番、田、畑、5 筆合わせて、2, 9 6 3 m²でございます。

23番、田、7筆合わせて、10,143㎡でございます。
24番、田、畑、9筆合わせて、9,026㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

－特になし－

　　ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

　　これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時32分閉会